

●香川県告示第155号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条の2第2項の規定による届出を審査した結果、男木島加入区について、同法第112条第1項の規定による同意があったと認めたので、告示する。

平成24年3月27日

香川県知事職務代理者

香川県副知事 天 雲 俊 夫